

令和8年第5回東浦町教育委員会定例会会議録

開催日 令和8年5月13日(水)
場所 東浦町役場 南会議室2

出席者の氏名

教 育 長	庄 子 亨	職 務 代 理 者	草 野 由美子
委 員	水 野 善 久	委 員	浅 田 謙 司
委 員	中 村 希代美		

出席職員の氏名

こども未来部長	こども未来部次長	学び支援課長	教 育 課 長
住民自治課長	教育課統括課長補佐兼指導主事	生涯学習係長	コミュニティ支援係長
教 育 課 主 事			

傍聴者 0名

会 議

開 会 午前9時30分

あいさつ

(教 育 長) 本日は、西部中学校の自然教室視察に同行させていただく予定でしたが、会議のため、同行ができなくなりました。残念に思っております。

(教 育 長) 議事に入る前に、日程第2「議案第20号 令和8年度東浦町一般会計6月補正予算案(教育費)を町長に申し出ることについて」、日程第4「報告第18号 東浦町公民館条例の一部改正について」、日程第5「報告第19号 東浦町公民館条例の一部改正について」、日程第6「報告第20号 東浦町ふれあいセンター条例の一部改正について」は、議会上程前のため時限非公開とすることについてご異議ございませんか。

《全員異議なし》

(教 育 長) それでは日程第2、第4、第5、第6は時限非公開といたします。

日程第1 令和8年第4回定例会会議録承認

日程第2 議案第20号 令和8年度東浦町一般会計6月補正予算案（教育費）を町長に申し出ることについて

（教育長） 議案第20号の説明を求めます。

（教育課長） 議案第20号「令和8年度東浦町一般会計6月補正予算案（教育費）を町長に申し出ることについて」を説明。

（教育長） 質疑を求めます。

（教育長） 資料に（単位：千円）を記載してください。

（教育課主事） 記載します。

（教育長） 会計年度任用職員は、新しく何名雇用したのでしょうか。

（教育課長） 9名雇用しました。

（水野委員） 児童クラブで働く会計年度任用職員を採用する場合、資格が必要になるでしょうか。

（教育課長） 児童館で働くための資格として、児童厚生員および放課後児童支援員という資格がございます。今回は、資格をもっていない方を採用しました。児童クラブを運営するためには、放課後児童支援員を配置する必要があります。保育士資格等を持っているなどの受講資格のある方が、放課後児童支援員認定資格研修を受講することで資格を得ることができます。今後も、採用後に研修を受けていただくことで、資格取得を促していきます。

（中村委員） 保護者より、「高学年になるにつれて、児童クラブに入りづらくなり困っている。」との声があがっています。今年度は特に、低学年が多く児童クラブへの加入を希望したそうで、高学年は加入できるのか不安だったそうです。しかし、職員を増やしていただいたことで、「高学年も児童クラブに加入することができて、安心した。」という嬉しい声を多く耳にしました。ありがたく思っています。

《質疑なし》

（教育長） 質疑がございませんので、議案第20号について採決します。異議のある委員の発言を求めます。

《全員異議なし》

（教育長） 議案第20号は原案のとおり承認いたします。

日程第3 教育長報告（令和8年4月・5月）

【日 付】	【報 告 内 容】
4月21日（火）	行政経営会議
4月22日（水）	知多地方教育事務協議会会計監査
4月23日（木）	校務主任会 全国大会報告会 スポーツ協会評議員会
4月24日（金）	特別支援教育推進協議会代表者会 現職教育委員会
4月28日（火）	東浦町PTA連絡協議会
5月7日（木）	町村教育長会総会
5月13日（水）	第5回教育委員会定例会 5町教育長会

日程第4 報告第18号 東浦町公民館条例の一部改正について

- （教 育 長） 報告第18号の説明を求めます。
- （住民自治課長） 報告第18号「東浦町公民館条例の一部改正について」を説明。
- （教 育 長） 質疑を求めます。
- （水 野 委 員） 改正前と改正後の違いを教えてください。
- （住民自治課長） 大きな違いは、コミュニティセンターが社会教育施設から地方自治法上の施設に切り替わることです。社会教育施設は、営利目的での利用に制限を設けています。施設を広くさまざまな用途でご利用いただくため、地方自治法上の施設に切り替えます。地域で活動しやすい施設とすることがねらいです。
- （水 野 委 員） 資料のどこに記載されていますでしょうか。
- （住民自治課長） 資料の内容は、条例の制定になりますので、条文のご説明となります。地方自治法については、東浦町コミュニティセンター条例の第1条に、「この条例は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、コミュニティセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。」と記載があります。変更前の条文は、社会教育法の20条に定める設置目的でした。適用させる条文を変更するということです。
- （水 野 委 員） 実際に利用する場合、どのような違いがありますでしょうか。
- （住民自治課長） 例をあげますと、文化センターは社会教育施設、勤労福祉会館は地方自治法の244条に基づく施設です。営利目的の利用ができ

るかどうかが大きな違いとなります。

(水野委員) 今後、コミュニティセンターは、勤労福祉会館と同様の使い方ができるということですね。

(住民自治課長) ただし、コミュニティセンターの社会教育施設としての機能が失われるわけではありません。今後は、広い用途で利用いただけるようになるということです。

(こども未来部長) 公民館では、講座を開かなければならない等のしぼりがございました。今後は、コミュニティセンターで飲食を伴う活動を行うことが可能となります。

(住民自治課長) あわせて、コミュニティセンターでの販売行為が可能となります。また、地域の方が講師となり、人を集めて教室を開催することも可能となります。

なお、地方自治法に基づくコミュニティセンターの管轄は、住民自治課となりました。社会教育法に基づく文化センターの管轄は、学び支援課です。

(水野委員) 地方自治法に基づく施設となった場合、できないことの線引きはございますか。

(住民自治課長) 犯罪行為、宗教活動、また、個人が行う選挙活動はできません。ただし、党として住民への説明を行うことは可能となります。

今後は、できること、できないことの線引きを、コミュニティセンターとして定めていきます。

(水野委員) コミュニティセンターで、選挙活動を行っているのを目にしたことがあります。

(生涯学習係長) 選挙管理委員会の申し出によるものであれば、選挙期間中にコミュニティセンターで個人演説会等を行うことは可能です。

(教育長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

日程第5 報告第19号 東浦町公民館条例の一部改正について

(教育長) 報告第19号の説明を求めます。

(学び支援課長) 報告第19号「東浦町公民館条例の一部改正について」を説明。

(教育長) 質疑を求めます。

(中村委員) 藤江公民館を廃止した後、その建物はどうするのでしょうか。

(学び支援課長) 今年度取り壊しにかかる設計を行い、来年度取り壊しを行う予定です。当該土地は借地であるので、地主に返却いたします。

(教育長) 他に質疑を求めます。

《質疑なし》

日程第6 報告第20号 東浦町ふれあいセンター条例の一部改正について

(教 育 長) 報告第20号の説明を求めます。

(住民自治課長) 報告第20号「東浦町ふれあいセンター条例の一部改正について」を説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

日程第7 各課報告（令和8年5月・6月・その他）

(教 育 長) 事務局より説明を求めます。

(教 育 課 長) 各課報告について説明。

(教 育 長) 質疑を求めます。

《質疑なし》

閉 会 午前10時6分

会議録作成者 教育委員会事務局

令和8年第5回東浦町教育委員会定例会会議録承認署名

令和8年6月22日(月)

署名

・ 庄子亨

・ 草野由美子

・ 水野善久

・ 浅田謙司

・ 中村希代美